

議案第 60 号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例制定について

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年 9 月条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加
え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A
型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育
法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しく
は大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課
程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又
はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育
に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に
5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関す
る知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に
限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を

行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ないと」を「ないものと」に、「ものをいう。」）を「保育士の数」に改める。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第37条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項、附則第7項又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年

厚生省令第51号)附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「(同条第3項、附則第6項又は第7項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を「第37条第3項、前2項又は」に改め、「(平成10年厚生省令第51号)」、「又は前2項」及び「保育士の数(」を削り、「とした場合において」を「ものとした場合の」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 第37条第3項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成30年12月条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

6 第2項、第3項及び前項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当

該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項の表附則第3項の項の前に次のように加える。

第5条第6項	第5条第2項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第5条第2項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第5条第2項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の1項を加える。

- 8 第5条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若

しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第12項中「当たって第6条第3項の表備考第1号」を「当たって同表備考第1号」に改める。

附則第14項中「前4項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を」を「第6条第3項の表備考第5号及び前4項の規定により同表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、」に改め、「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

附則に次の1項を加える。

15 第6条第3項の表備考第5号及び附則第12項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者(同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和6年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 令和10年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条

第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（次項において「認定こども園認定要件条例」という。）第4条第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）並びに第4条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）並びに第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに児童福祉施設基準条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に

限る。)並びに幼保連携型認定こども園基準条例第6条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)並びに第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)並びに第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、特定理学療法士等の配置に関する特例を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。